

# 児童育成手当・児童育成障害手当の申請を受け付け



平成28年度の児童育成手当などの所得制限額は、左下の表のとおりです。各手当の支給要件に該当し、27年中の所得が制限額未満の場合は、6月から手当が支給されます。

現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。

前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年度該当する場合は、5月中旬に申請してください。

申請について詳しくは、手当・医療助成係へ問い合わせてください。

## 【お手紙の送付要件】

◎児童育成手当 18歳になつた後の最初の3月31日までの児童を育てている父母または養育者で、次のいずれかに該当する方

- \*離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる
- \*父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

ある

◎児童育成障害手当 11次のいずれかに該当する20歳までの児童を育てている父母または養育者

- \*愛の手帳1〜3程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある
- \*脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である

☆詳しくは、手当・医療助成係へ。

## ▼平成28年度児童育成手当・児童育成障害手当の所得制限額

(27年中所得から社会保険料相当額8万円控除後の額)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※審査の対象は所得(収入金額から必要経費に相当する金額を控除したもので、収入ではありません。医療費控除や寡婦控除・老人扶養などがある場合、一定額を所得から控除できます。)  
※扶養人数は、地方税法上の数です。

## 5月の相談

☎は予約制/相談は無料/祝日は休み

相談場所: 市役所内相談室/予約は、オンブズパーソン・市政相談担当 ☎544-5122へ。

法律相談 ☎	6日(金)・10日(火)の午前9時～正午・午後1時30分～4時30分
	16日(月)・20日(金)・26日(木)の午前9時～正午
	21日(土)の午後2時～5時10分
	25日(水)の午後1時30分～4時30分
行政相談 ☎	12日(木)の午後1時30分～4時30分
人権身の上相談 ☎	23日(月)の午後1時30分～4時30分
交通事故相談 ☎	17日(火)の午後1時30分～4時
登記相談 ☎	11日(水)の午後1時30分～4時30分
相続・遺言等暮らしの相談 ☎	18日(水)の午後1時30分～4時30分
不動産相談 ☎	24日(火)の午後1時30分～4時30分

相談場所: あいぽっく/予約は、子育て世代包括支援センター ☎543-7303または地域保健係 ☎544-5126へ。

育児相談 (未就学児の保護者を対象)	18日(水)の午前9時10分～10時30分 ※バスタオル・母子健康手帳をお持ちください。	子育て世代包括支援センター
助産師相談 ☎	木曜日の午前9時30分～正午	
にんしんSOS相談	木曜日の午後1時～4時	地域保健係
保健栄養相談 ☎	20日(金)の午前10時～正午	
女性医師による女性の健康相談 ☎	19日(木)の午後1時30分～3時30分	
こころといのちの相談	月～金曜日の午前8時30分～午後5時	

### その他

教育相談	月～金曜日の午前9時～午後5時 (教育相談室(昭和町分室内) ☎541-4445) ※市ホームページ、または、こちらから ▶	
いじめ相談ホットライン	月～金曜日の午前9時～午後5時 《いじめ専門電話相談ダイヤル ☎543-7633》	
AKISHIMA キッズナー	月～金曜日の午前9時～午後6時30分 ※18歳未満の子ども専用電話相談 《AKISHIMA キッズナー ☎0120-678-044》	
子育て相談	月～金曜日の午前9時～午後7時 (受け付けは6時30分まで) 《子ども家庭支援センター ☎543-9046》	
	月～土曜日の午前9時30分～午後4時 《子育てひろばなしのき(なしのき保育園内) ☎543-6716》	
消費生活相談	月～金曜日の午前9時～正午・午後1時～4時 《消費生活センター ☎544-9399》	
あきしま雇用・労働相談	14日(土)の午前10時～午後3時 ※相談場所は市民交流センター 《産業振興係 ☎544-5111(代)》	
福祉法律相談 ☎	6日(金)・20日(金)の午後1時30分～4時30分 ※成年後見などの相談/相談場所はあいぽっく 《地域福祉・後見支援センターあきしま(社会福祉協議会内) ☎544-0388》	

相談場所: 市役所内相談室/予約は各担当へ。

オンブズパーソン相談 ☎	11日(水)・18日(水)の午前9時～正午、13日(金)・27日(金)の午後1時30分～4時30分 ※市政などに関する苦情の相談 《オンブズパーソン・市政相談担当 ☎544-5122》
税務相談 ☎	13日(金)の午後1時30分～4時30分 《市民税係 ☎544-5111(代)》
創業ワンストップ窓口相談 ☎	19日(木)の午後1時～5時 《産業振興係 ☎544-5111(代)》
精神障害者一般相談 ☎	月～金曜日の午前9時～午後5時 《障害福祉係 ☎544-5111(代)》
女性悩みごと相談 ☎	水曜日の午後1時～4時 《男女共同参画担当 ☎544-5130》
就学相談 ☎	月～金曜日の午前8時30分～午後5時 ※心身の発達に心配のあるお子さんの就学相談 《特別支援教育係 ☎544-5111(代)》
ひとり親・女性相談 ☎	月～金曜日の午前8時30分～午後5時 《ひとり親・女性支援担当 ☎544-5111(代)》

※表以外の相談は、市民相談へ。月～金曜日の午前8時30分～午後5時 《オンブズパーソン・市政相談担当 ☎544-5122》